

※ RIKCAD をご使用になる前に以下のソフトウェア使用許諾契約書をよくお読みください。

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約（以下「**本契約**」といいます。）は、株式会社ユニマットリック（以下「**当社**」といいます。）が提供する本ソフトウェア（第1条(6)において定義されます。）及びその使用に関連したプログラム・コンテンツ（電子マニュアルを含みます。）の使用許諾に関して必要な条件を定めるものです。

お客様がコンピュータ・デバイスその他の機器に本ソフトウェアをインストールする際、画面上に表示される「同意します」のボタンを電子的にクリックし、当該機器等に本ソフトウェアをインストールした場合には、当該「同意します」のボタンを電子的にクリックした時点で、当然に本契約の各条項を遵守することに同意したものとみなします。

なお、法人の代表者が当該「同意します」のボタンを電子的にクリックした場合、当該代表者が代表を務める法人も本契約の各条項を遵守することに同意したものとみなします。

第1条 （定 義）

本契約において使用される用語は、本契約において別途定義される場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、以下に定義された意味を有するものとします。

- (1) 「**指定システム**」とは、本ソフトウェアをインストールするコンピュータ・デバイスその他の機器をいい、商品説明書、カタログ又は見積書に記載されたもののうち、お客様が選択したものをいいます。
- (2) 「**ライセンス**」とは、本ソフトウェアを起動するためのソフトウェアライセンスをいいます。
- (3) 「**本関連契約**」とは、本ソフトウェアのオプションソフトウェアに係る使用許諾契約及び本ソフトウェアの使用に伴い、又はこれに関連して当社とお客様との間で別途締結する、システムアップ、優待、保守メンテナンス等のアフターサービスに関する契約その他の関連契約を総称していいます。
- (4) 「**本関連資料**」とは、本ソフトウェアに付属する電子マニュアル、インストールガイドその他本ソフトウェアの使用にあたって当社がお客様に提供する一切の資料

を総称していいいます。

- (5) 「**本製品**」とは、本ソフトウェア及びライセンスを総称していいいます
- (6) 「**本ソフトウェア**」とは、当社が提供するソフトウェアプロダクト“RIKCAD”並びにこれらに収められているプログラム・コンテンツ（いずれも将来の改良又は修正バージョンを含みます。）をいいいます。

第2条 （使用許諾）

当社は、お客様に対し、当社がお客様に提供するライセンスの数量に応じて、本ソフトウェアに関する譲渡不能かつ非独占的な使用権を許諾するものとします（以下「**本使用許諾**」といいいます。）。

第3条 （許諾期間）

本使用許諾期間は、本契約が解除その他の事由に基づき終了した日又はお客様と当社が提携するリース会社との間で別途締結する本ソフトウェアのリース契約が終了した日までとします。

第4条 （使用方法）

- 1 お客様は、ライセンスを用いて、本ソフトウェアをコンピューター、デバイスその他の機器（以下「**ハードウェア**」といいいます。）にインストールすることで、本ソフトウェアを使用することができます。なお、お客様は、本ソフトウェアを、あらかじめ当社に申告した台数のハードウェアにインストールできるものとします。
- 2 お客さまがインストールしたハードウェアの台数及び種類を変更する場合には、あらかじめ当社に対し、その旨を通知しなければならないものとします。

第5条 （使用者の範囲）

本ソフトウェアの使用者の範囲は、いかなる場合もお客様及びお客様が雇用する従業員に限定されるものとし、お客様は、当社からの事前の書面による承諾を得ない限り、第2条に基づき許可された権利を第三者に再許諾することはできないものとします。なお、お客様は本契約に基づいて本ソフトウェアを使用させる従業員その他の第三者をして本契約を遵守させるものとし、当該従業員等による本ソフトウェアの使用はすべてお客様による本ソフトウェアの使用とみなします。

第6条 （権利帰属）

- 1 本ソフトウェアの外観、構造、構成に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）その他の知的財産権（以下「**著作権等**」といいいます。）は当社及び当社がお客様に対して本使用許諾を行うための権利を当社に認めた原権利

者に帰属します。本使用許諾によって本ソフトウェアの著作権等が当社及び原権利者からお客様に移転するものではありません。なお、当社がお客様のためにカスタマイズした部分の著作権等についても、すべて当社に帰属するものとします。

- 2 本ソフトウェアの操作により、あらゆる電子媒体またはインターネットから本ソフトウェアにロード、組み込み、統合、またはアクセスされる情報およびその他のコンテンツ（例：商用コンポーネントおよび第三者コンポーネント）（以下「**コンテンツ**」といいます）に関する全ての権利は、当該コンテンツの所有者に帰属します。本契約は、当該コンテンツに関する所有権その他の権利をお客様に付与するものではなく、当該コンテンツに適用される別途のライセンス契約に基づき規定される権利のみを付与するものです。なお、Graphisoft SE が提供するコンテンツについては、「Graphisoft ソフトウェアライセンス契約」パート A(<https://www.graphisoft.com/legal/license-agreements/archicad>) が適用され、本契約の条項に同意することにより、お客様は「Graphisoft ソフトウェアライセンス契約」パート A にも同意するものとします。

第7条 （禁止事項）

- 1 お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本製品を複製し、又は本製品の複製品を使用する行為
 - (2) 自己以外の名義をもって本ソフトウェアを使用する行為
 - (3) 当社からの事前の書面による承諾を得ずに、本製品を第三者に貸与、再販、リースその他の方法で使用させる行為
 - (4) 本製品に関し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解読、抜粋、改変、翻案等のソースコード解明を試みる行為及び本ソフトウェアを模倣した製品を作成する行為
 - (5) 本ソフトウェアまたはその構成要素の保護手段を回避することもしくは回避する目的でシステムを供給することおよび本ソフトウェアまたはその構成要素をその他の不正な方法で使用する事
 - (6) 当社及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- 2 当社は、お客様が前項の定めに違反したものと判断した場合には、直ちにお客様に対し、本契約に基づく必要な措置を講じるとともに、本関連契約に基づいて当社がお客様に提供している一切のサービスその他の取引を停止することができるものとします。
- 3 前項の措置を当社が講じたことに起因してお客様又は第三者に損害等が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。

第8条 （調査・報告）

- 1 お客様は、当社より本ソフトウェアの使用状況について報告を求められたときは、当社の指示に従ってその状況を報告するものとします。
- 2 当社は、本ソフトウェアの使用状況について緊急に調査を実施する特別の必要性があると判断した場合には、お客様から事前の承諾を得ることなく、当社又は当社から委託を受けた第三者による調査を実施することができるものとし、お客様はこれに最大限協力するものとします。

第9条 （契約解除）

当社は、お客様が本契約及び本関連契約上の義務に違反した場合又は本製品に関する当社の権利を侵害した場合には、お客様に対する書面による事前の通知をもって、本契約を解除することができるものとします。

第10条 （契約終了時の措置）

お客様は、本契約が終了した場合には、当社の指示に従って、当該契約終了日から14日以内に本製品及びその複製物等を当社に返還するとともに、お客様がインストールしたすべての本ソフトウェアに係るプログラムを破棄若しくは削除したうえで、当該破棄又は削除の結果を証する証明書を当社に提出するものとします。

第11条 （損害賠償）

お客様は、お客様が本契約及び本関連契約上の義務違反に起因又は関連して当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第12条 （保証範囲）

- 1 当社は本製品の使用に関連し、サポートサービスその他のサービスを別途有償にて提供しており、お客様において当該サービスの提供を受けるにあたっては、別途当社との間で当社所定の契約（本関連契約を含みます。）を締結していただく必要があること（但し、当社の都合により変更又は終了することがあります。）、並びに、お客様において当該サービスの提供を受けない場合又は当該サービスの提供が終了した場合は、お客様において本製品のアップデート、改定版の提供等を受けられないことについてあらかじめ同意するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社は、お客様が本製品を購入した日又はリースを受けた日（但し、お客様が有償で本製品のメジャーバージョンアップを行った場合は、当該バージョンアッププログラムを購入した日又は当該追加リースを受けた日）から1年間は、本製品に関するバージョンアッププログラムその他の情報のうち、当社が別途

定める範囲内の情報をお客様に提供するものとします。

- 3 本条に定める当社の保証責任は、お客様が本契約に違反して本ソフトウェアを使用した場合又は本ソフトウェアの稼働環境を構成する関連デバイス・ソフトウェア等に起因する事由（当社に対して本ソフトウェアの利用に必要なサービス及びライセンス等を提供している第三者と当社との間の契約が終了した場合を含みます。）により生じたものについては適用されないものとします。
- 4 本条は、本製品に関して当社のお客様に対する保証責任の全てを規定したものであり、当社はその他いかなる契約不適合責任及び保証責任も負わないものとします。

第13条 （免責事項）

- 1 当社は、本ソフトウェアが指定システム以外のコンピューター、デバイスその他の機器及び関連装置又は第三者が提供するプログラムソフトとの組み合わせにおいて正常に稼働することを保証するものではありません。なお、指定システムにおいて本ソフトウェアが正常に動作しない場合、お客様は、当社から必要な技術サポートを受けることができますが、かかるサポート対応は、本契約上の当社の義務ではなく、あくまでも本関連契約に基づいて当社が提供するアフターサービスの一環であるため、お客様がかかる技術サポートを受けるために必要な本関連契約を当社との間で締結していない場合は、当社は何らの対応も実施する義務を負わないものとします。
- 2 当社（本ソフトウェアの製作等に関わった当社以外の第三者を含みます。）は、本ソフトウェアにつき誤り、動作不良、エラー、バグその他の不具合（コンテンツの色、形状、寸法等が実際の製品と完全に一致していない可能性があることを含みます。）及びプログラム仕様上の解釈の相違等が内在しないこと、本ソフトウェアがお客様の期待又は目的を完全に満たすものであること、プログラム仕様 お客様及びその関係者の特定の目的に適合するものであることについて何ら保証するものではありません。
- 3 当社は、お客様が本ソフトウェアを使用したこと又は使用できなかったことに起因するあらゆる結果に対して一切責任を負うものではありません。
- 4 当社は、(i) 当社が本ソフトウェアの使用に係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を行う場合、(ii) 当社のコンピューター及び通信回線等（第三者が管理するものを含みます。以下同じ。）が事故、不具合などにより停止した場合、(iii) 天変地変、不可避的な事故、法規制などの当社の支配を超える事由のほか、(iv) 当社の故意又は重大な過失によらない事由（第三者による不正アクセス・ハッキング行為を含みます。）に基づいて本ソフトウェアの使用に係る当社のコンピューターシステム及び通信回線等が停止等したことに起因してお客様に生じた損害、損失等についても一切責任を負うものではありません。
- 5 当社がお客様に対して何らかの法的責任を負う場合でも、当社がお客様に対して負担する賠償責任の範囲は、いかなる場合もお客様に現実に発生した通常かつ直接的損害

（逸失利益、間接損害その他特別の損害を含みません。）に限定されるものとし、また、具体的な賠償金額は、(i) 本製品を購入したお客様については、本製品の購入時に支払った本製品の購入価格相当額を超えないものとし、(ii) 本製品のリースを受けたお客様については、お客様が支払ったリース料の合計額を超えないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

- 6 当社は、当社が本製品又はその使用に関して本契約上明示的に規定された事項以外の事項に対しては何ら責任を負うものではありません。

第14条 （個人情報等の取り扱い）

- 1 お客様の本ソフトウェアの利用に伴って当社が取得するお客様の情報（ログ情報を含みます。）の取り扱いについては、別途当社のプライバシーポリシーの定めるところに従うものとします。
- 2 当社は、お客様による本ソフトウェアの利用状況等を、コンテンツの管理、本ソフトウェアサービスのサポート、市場分析、新製品・サービスの企画、開発、改善、品質向上及びサービスの提供・充実等の目的で利用できるものとします。
- 3 第1項にかかわらず、当社は、次に掲げる場合には、お客様から取得した個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 取得・提供の目的
当社サービスの保守、管理のためその他の当社のプライバシーポリシー記載の利用目的達成のため
 - (2) 提供先
グラフィソフトジャパン株式会社
 - (3) 取得・提供する情報
法人名と法人所在地・会社代表電話番号

第15条 （反社会的勢力の排除）

- 1 お客様は、当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「**暴力団員等**」という。）に該当すること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 お客様は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、お客様が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、お客様に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 4 お客様は、前項の定めに基づいて本契約が解除された場合において、お客様に損害等が生じたとしても、これに対して当社が何らの責任も負わないことについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。

第16条 （言語）

本契約は、日本語を正文とし、英語による翻訳文はあくまでも参考訳にすぎないものとします。本契約につき、日本語版と英語版との間に解釈上の不一致又は矛盾齟齬等がある場合には、常に日本語が優先するものとします。

第17条 （準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。
- 2 お客様は、本契約に関連する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条 （その他）

本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義が生じた事項については、当社とお客様がともに誠意をもって協議し解決に努めるものとします。